



報道資料

平成19年4月27日
中国電力株式会社

人事措置について

当社は、このたびの発電設備にかかる点検結果において、多数の不適切事案が明らかになったことにより、地域社会のみなさまからの信頼を著しく損ない、多大なるご迷惑を重ねておかけしたことに對し、経営管理責任の観点から、昨年末に行った人事措置に加えて、あらためて取締役に対して下記の人事措置を行うことといたしました。

記

| | | | | |
|----------|-------|-----------|-----|-----------------|
| 取締役会長 | 福田 督 | 月例報酬 50%減 | 1か月 | |
| 取締役社長 | 山下 隆 | 月例報酬 50%減 | 1か月 | |
| 取締役副社長 | 細田 順弘 | 月例報酬 30%減 | 1か月 | (流通事業本部長) |
| | 末廣 恵雄 | 月例報酬 30%減 | 1か月 | (電源事業本部長) |
| | 福田 昌則 | 月例報酬 30%減 | 1か月 | (事業支援部門長) |
| 上記以外の取締役 | 岡田 吉種 | 月例報酬 10%減 | 1か月 | (電源事業本部副本部長) |
| | 神出 亨 | 月例報酬 10%減 | 1か月 | (流通事業本部副本部長) |
| | 松井 三生 | 月例報酬 10%減 | 1か月 | (電源事業本部部長[原子力]) |

上記のほか、個別の事案に関して責任があると判断される部長・事業所長等15名に対し、戒告処分を行いました。

(添付資料)

別紙・・・平成18年12月25日に発表した人事措置内容 [参考資料]

以上

平成18年12月25日に発表した人事措置内容〔参考資料〕

| | | |
|--------------|-------|-------------------------|
| 取締役会長 | 福田 督 | 平成19年1月分月例報酬50%減 |
| 取締役社長 | 山下 隆 | 平成19年1月から6ヵ月間, 月例報酬50%減 |
| 取締役副社長 | 細田 順弘 | 平成19年1月分月例報酬30%減 |
| | 岡田 展 | 同 上 |
| | 末廣 恵雄 | 同 上 |
| | 福田 昌則 | 同 上 |
| 上記以外の取締役・監査役 | | 平成19年1月分月例報酬10%減 |
| 常任相談役 | 白倉 茂生 | 12月末日で辞任 |
| 相談役 | 多田 公熙 | 12月末日で辞任 |
| 相談役 | 高須 司登 | 12月末日で辞任 |
| 常任顧問 | 高東 進 | 平成19年1月から2ヵ月間, 月例報酬50%減 |

(注) 各相談役が就任している社外団体等の役職について, 後任者への引継ぎが完了するまでの間, 各相談役は辞任後, 暫定措置として1年を限度に「顧問(非常勤)」に就く。